

JALファミリークラブ会員のための

海外赴任者総合保障制度

個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険

海外に赴任される皆様とご家族のための安心をご用意しました。



海外赴任者総合保障制度の特長

- 1. ご家族ぐるみで幅広い保障**
AIUの安心と信頼のネットワークがあなたとご家族の海外赴任生活をサポートします。
- 2. ニーズに合わせてプランは多彩**
基本プラン（個人賠償責任保険＋個人包括賠償責任保険）にオプションプラン（海外旅行保険）を自由に組み合わせることができます。米国内で自動車保険加入をご希望の皆様へご加入のお手伝いをいたします。
- 3. 便利なカード決済**
保険料はJALカードでの決済（円建て）となります。未加入の方は合わせてお申し込みください。
- 4. AIUの海外ネットワーク**
AIU保険会社は、チャーティス傘下の保険会社です。チャーティスは損害保険会社のリーダーであり、世界中で、7,000万以上のお客さまにサービスを提供しています。

※日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

引受保険会社： **エイアイユー インシュアランス カンパニー**
AIU損害保険株式会社（2013年4月1日以降）

オプション	緊急一時帰国費用	<p>海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の事由により一時帰国したとき（※一時帰国とは、日本国に帰国することをいいます。以下同様とします。）</p> <p>①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機もしくは船舶の遭難・行方不明</p> <p>注1 上記の事由が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日（入国手続きを完了した日）からその日を含めて30日以内に再び海外の居住地へ戻ることがお支払いの要件となります。</p>	<p>保険契約者または被保険者が支出した社会通念上妥当な次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①往復の航空運賃などの交通費 ②ホテルなど客室料および諸雑費（合計して20万円まで）</p> <p>・一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテルなどの宿泊料（14日分まで） ・諸雑費（通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費など）</p> <p>注1 同一の配偶者または2親等以内の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となりません。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。</p> <p>注2 保険契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>① 次のような事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・ 海外渡航期間開始前に発病した疾病 <p>② 上記「保険金をお支払いする場合」①・②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券などを利用して一時帰国した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>…など</p>
		<p>家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットされる場合、被保険者に帯同する家族（配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族）が一時帰国した場合に支出した費用を追加してお支払いします。</p>		

告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受・保険料を決定するために加入依頼書の告知欄で弊社がお伺いする事項（告知事項）については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、加入者証記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。賠償事故が発生した場合も、30日以内にご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー
AIU損害保険株式会社（2013年4月1日以降）

東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

http://www.aiu.co.jp

お問合せ先：アフィニティマーケティング部

（午前9時～午後5時・土・日・祝日・年末年始を除く）

H92-111（B-001977 2013 07）11-12 1.5M（TF）

お問合せ・お申込みは

2010年12月1日以降補償開始契約用

1. 基本プラン【個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険】

生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。

思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。

海外での豊富な経験をもつAIUが賠償責任を補償する保険を基本プランとした理由です。

こんな時にお役に立ちます。

基本プラン(個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険)

保険金額(支払限度額)

●の部分個人包括賠償責任保険にて補償されます。
●の部分個人賠償責任保険にて補償されます。(保険金額(支払限度額):2000万円)
●の部分自己負担となります。



自転車で人にぶつかり、ケガをさせてしまった場合など。 失火により借家を損壊させてしまった場合など。 自動車を運転中、誤って人をはねてしまった場合など。 自宅のホームパーティーでゲストから預かったコートにしみをつけてしまった場合など。 来客が階段を踏外してケガをした場合など。

自己負担額部分の補償については現地の保険にご加入ください。

自動車超過損害賠償責任は現地で加入する自動車保険の上乗せ保険となります

※1 自動車超過損害賠償責任の自己負担額(免責金額)

●アメリカ合衆国・カナダ 対人1名につき US\$100,000 対人1事故につき US\$300,000 対物1事故につき US\$25,000
●其他地区 対人・対物共通1事故につき US\$50,000 ただし、上記金額または現地の自動車保険のお支払額のいずれか高い額を超えた部分が保険金支払いの対象となります。

(注1)基本プランは、同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様)も対象となります。

(注2)基本プランは業務に起因する事故については補償しません。

(注3)自動車超過賠償責任の自己負担額(免責金額)については、現地の自動車保険に加入する必要があります。

特典：米国(※グアム・サイパンは除く)での自動車保険の加入紹介サービス

まずはお電話ください。自動車保険のご相談を承ります。

米国での駐在・留学には自動車は欠かせません。

AIUの現地自動車保険の紹介サービスなら、日本語でご加入のお手伝いをいたします。

また、もし現地の自動車保険の賠償限度額を超える事故があっても、基本プランで2億円まで補償いたします。

1. ご紹介サービスをご利用頂ける方

- 基本プランに加入しているJALファミリークラブ会員(AIG Travel Assist社で提供しているAIG国際サービス)の会員番号が必要)
- アメリカでの住所が決まっている
- 保険をかけるお車が決まっている
- 21才以上で運転歴3年以上お持ちの方
- ※ただし、過去の事故歴、車の種類などによりお引き受けができない場合がありますのでご了承ください。

2. 補償内容

対人・対物・車両(任意)及び各州で必要とされる補償項目

3. 賠償限度額

対人1人につき	US\$ 100,000
対人1事故につき	US\$ 300,000
対物1事故につき	US\$ 25,000

※車両保険については車両の時価額

4. 保険料

州・居住地区により基本保険料が異なります。さらに年齢、運転歴、既婚/未婚、通勤に利用する・しない、その他5~10項目の算出基準により保険料が大幅に異なります。一般に外国から来て間もない契約者は非常に高額な保険料を請求されることも多い(対人・対物賠償保険のみで2,000~3,000ドルということも希ではありません)のですが、特にAIG Travel Assist社で提供しているAIG国際サービス会員というステータスと信用により、合理的かつ経済的な保険料でのご加入をお手伝いします。ただし、一部の州では、上記と同等のサービス提供は出来ませんのでご了承ください。詳しくは、お申し込みの際ご確認ください。

※本サービスをご希望の方は海外赴任者総合保障制度のしおりをご確認の上、AIG国際サービス(エイジス)までご連絡ください。

2. オプションプラン【海外旅行保険】

海外に赴任するあなたとご家族を安心と信頼のネットワークがサポートします。

広がる世界へ、安心を携えて。

Point 1

アシスタンスセンターにおまかせ!!

- グローバルなネットワークを持つAIU。
- 24時間365日、日本語による電話サポート。



24時間日本語対応



電話1本でOK

入院・転院の手配	緊急移送時の輸送機関の手配	付添医師・看護師の手配
キャッシュレスメディカルサービス	医師・病院の紹介、手配	ご家族への状況報告
検索・救援機関の紹介、手配、救援者のホテルなどの手配、遺体移送	パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内	弁護士を紹介、手配
電話による医療通訳サービス	医療情報の提供	

◆アシスタンスセンターではご連絡をいただいてから、お客さまの状況に適したサービスをご案内いたします。

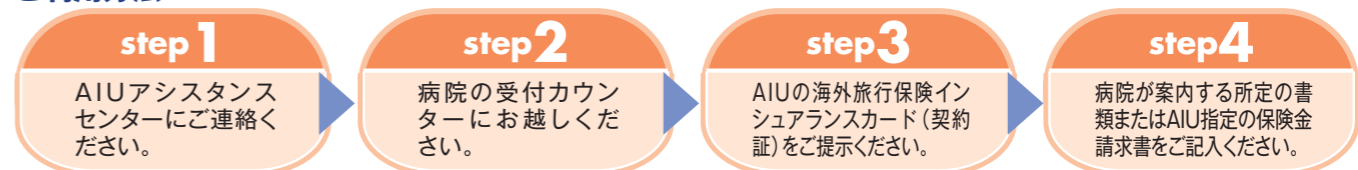
Point 2

キャッシュレス・メディカルサービスを提供

キャッシュレス・メディカルサービスとは：

米国を中心に、世界55万ヶ所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

ご利用方法



※保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
※医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

こんな時にお役に立ちます。

オプションプラン(海外旅行保険)のご説明

	出張・駐在中に事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合		出張・駐在中に行方不明になったり誘拐にあった場合に、ご家族(その代理人を含みます。)が現地へ赴く費用、捜索・救援費用(300万円限度)を補償
	出張・駐在中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合		出張・駐在中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など。また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など
	出張・駐在中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む)		出張・駐在中に家族(※1)の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません)。また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族(※2)の費用も補償
	出張・駐在中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本からご家族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など		

(※1)配偶者または2親等以内の親族
(※2)配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族

3. JAL ファミリークラブ海外赴任者総合保障制度 ご契約タイプ一覧表

お支払いいただく保険料

【1. 基本プラン[個人賠償責任 保険/個人包括賠償責任保険]

給付項目	保険金額(支払限度額)	年間保険料		
個人賠償責任保険	2,000万円	北 米 45,000円	ヨーロッパ・オセアニア 33,230円	その他地域 (アジア・中米・南米・アフリカ・中東) 25,000円
個人包括賠償責任保険 ※1	2億円			
受託動産補償 ※2	100万円(自己負担額5万円)			
被害者治療費用	20万円			

※1 個人包括賠償責任保険は、第一次保険(個人賠償責任保険、米国で加入いただいた自動車保険)で補償される損害に付度額を超過する金額を、第一次保険の対象とならない損害については個人包括賠償責任保険の自己負担額を超過する金額をお支払いします。
 ※2 「個人包括賠償責任保険追加特約 受託財物危険条項」で補償します。

(注)ヨーロッパ・オセアニア、その他地域につきましては株式会社JALUXでのお取り扱いとなります。

【2. オプションプラン[海外旅行保険]

重要 ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人(加入依頼者)と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合
 上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

■ご本人用プラン(満69才以下)

給付項目/タイプ	51(344)	52(348)	53(347)	55(346)
傷害死亡	1,000万円	2,000万円	100万円	3,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	60万円~2,000万円	3万円~100万円	90万円~3,000万円
治療・救済費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	1,000万円	2,000万円	—	2,000万円
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	—	3,000万円
生活用動産(長期間) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券等の場合は5万円限度)	100万円限度			
年間保険料	149,860円	173,470円	24,260円	192,000円

■緊急一時帰国費用補償特約(本人のみ)

下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることが出来ます。

保険金額	70万円
年間保険料	22,970円

■家族緊急一時帰国費用追加補償特約

左記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料をお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

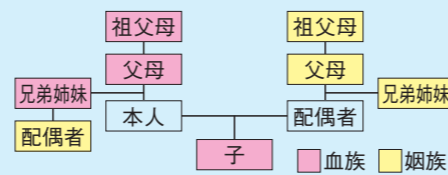
保険金額(1名)	70万円
年間保険料	25,280円

重要:緊急一時帰国費用は海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。

お勧め!!

緊急一時帰国費用補償特約はご本人の2親等以内の親族の死亡・危篤等(※)により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用補償特約もご選択ください。
 ※この特約において「危篤」とは、重傷または重病のために生命が危うく予断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合を言います。

<ご本人の2親等以内の主な親族>



保障開始日について

JALカード審査終了日、もしくはご出発日のいずれか遅い日が保障開始日となります。ご出発日が確定しましたら、お早めにお手続きください。ご出発後、日本国外からのお申し込みはできませんのでご注意ください。

ご家族の追加加入について

ご本人の出発後、オプションの海外旅行保険に追加加入される場合は、「JAL」に同封されております契約内容変更通知書にご記入のうえ取扱代理店またはご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ごお子様も対象となりますので、手続きは不要です。

ファミリークラブ海外赴任者総合保障制度のしおでお送りください。なお、基本プランは同行のごご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の

保険料のお支払いについて

JALカードでの決済となります。JALカード決済日にお客様のJALカード指定口座より自動振替させていただきます。未加入の方は審査に1か月を要しますのでJALカードへのお申し込みをお早めをお願い致します。なお、当制度は審査がおりてからの保障開始日となりますのでご了承ください。

契約上のご注意

- この保険は駐在・研究/留学の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合はお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となる場合があります)
 - 日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミタリ-ID保持者など)
 - 帰国の予定が不明確な場合
 - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合など
- 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けができません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供するほかの保険契約や共済とそれぞれと合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。またオプションプランは生後6か月から満69才以下の現症・既往症(※)のない方を被保険者としてご加入いただけます。
 - ※現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - 現在、ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療・投薬のいずれかをすすめられている場合
 - これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある場合

- 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救済費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からいずれの場合もその日を含めて180日以内の治療費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払の対象となりません。ただし保険期間31日までのご契約の場合、既往症については、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」により300万円を限度に保障されます。詳しくはP.5「海外赴任者総合保障制度の概要」をご覧ください。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)
 - 本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
 - 家族緊急一時帰国費用追加補償特約は、緊急一時帰国費用補償特約とセットしてのご契約となります。また「帯同家族」とは、ご本人の配偶者、お子様およびご本人と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
 - ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者またはご本人が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定される時、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。

海外赴任者総合保障制度の概要

注意：本制度は（株）日本航空インターナショナルを契約者とし、JALファミリークラブ会員を被保険者とする個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（株）日本航空インターナショナルが有します。

1.基本プラン(個人賠償責任保険/個人包括賠償責任保険)

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任保険 〔個人国外危険補償特約〕 セット)	次の①および②に記載の偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者(保険の補償を受けられる方)(注1)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。 ①住宅(注2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な事故 〔注1〕この補償における被保険者は、保険証券に記載の被保険者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子さまをいいます。 〔注2〕保険証券に記載の被保険者ご本人の居住に用いられる保険証券に記載された住宅をいい、同一敷地内の不動産および不動産を含みます。 〔注3〕住宅(注2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	1回の事故につき、保険金額(支払限度額)を限度として、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額などをお支払いします。 〔注1〕損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 〔注2〕賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任 …など
個人包括賠償責任保険 〔個人包括賠償責任保険追加特約〕/ 〔被害者治療費補償特約〕 セット)	海外駐在中に ①被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を問われた場合 ②住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を問われた場合 ③自動車事故により損害賠償金が、現地自動車保険の支払限度額を超過する場合または自己負担額を超過する場合 ④一時的に預かった他人のものを損壊して法律上の損害賠償責任を問われた場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約 受託財物危険条項＞ ⑤住宅内で来客などがけがをしたとき賠償責任はなくともその医療費を負担した場合 ＜被害者治療費補償特約＞	1回の事故につき、保険金額(支払限度額)を限度として、第一次保険(個人賠償責任保険や個人賠償責任保険(長期用)、現地で加入いただいた自動車保険)で補償される損害については、その補償限度額を超過する金額を、第一次保険の対象とならない損害については個人包括賠償責任保険の自己負担額を超過する金額をお支払いします。住宅内で一時的に預かったものに与えた損害については1事故および保険期間中ににつき100万円が限度になります。 〔注1〕自動車事故については、下記の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金をお支払いします。 ＜事故発生地＞ <自己負担額＞ アメリカ・カナダ 対人1人につき10万米ドル 対人1事故につき30万米ドル 対物1事故につき2万5千米ドル 上記以外 対人/対物共通1事故につき5万米ドル (いずれも属額・信託統治額を含みます。) 〔注2〕賠償事故が発生した場合には、すみやかに保険会社に報告いただき、賠償金額の決定は保険会社の事前承認を必要とします。 〔注3〕失火により借家を損壊させてしまった場合や住宅内で一時的に預かったものに与えた損壊の場合については自己負担金額5万円を除いた額をお支払いします。 〔注4〕損害賠償保険金と合わせて、次の費用(注)を保険金額(支払限度額)を限度にお支払いします。 ①他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した必要または有益な費用 ②弊社が認めた損害賠償責任の解決のための訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ③被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用 (注)収入の喪失など間接的に生じた費用を除きます。 ●被害者治療費用 被害者1名ならびに1事故について、支払限度額を限度として、事故の日から3年以内に要した治療費用をお支払いします。	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の業務に起因する損害賠償責任 …など

2.オプションプラン(海外旅行保険)

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡したとき	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 〔注〕同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額=傷害死亡保険金額-すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額	次のような事由により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など
傷害後遺障害	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 3%～100% をお支払いします。 〔注〕保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	①次のような事由により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・旅行行程開始前または終了後に発生したケガ ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡	①旅行行程中に病気により死亡したとき ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後 72時間以内 に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を開始したものに限りません。) ③旅行行程中に感染した感染症(治療・救済費用 ●疾病治療費用部分②に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日以内 に死亡したとき (※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。	①次のような事由により生じた病気 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病 …など
治療・救済費用 (カイロプラクティック等にかかわる費用補償対象外特約セット)(救援者費用等追加補償特約セット)(妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット) (保険期間31日までの契約にセットされます。))	●傷害治療費用部分 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき ●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後 72時間以内 に発病した病気」(※1)により、旅行中または旅行行程終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を開始したとき ②旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を開始したとき ●救済費用部分 ①旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡したとき ・旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ・旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りません。))が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日以内 に死亡したとき ②旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限りません。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が 31日までの契約 に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。))が原因で継続して 3日以上 入院したとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となったとき ④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき (※1)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が 31日までの契約 に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。 (※2)感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニホウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。	●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき、被保険者が実際に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて 180日以内 、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180日以内 に要した費用に限りません。 ①診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)、緊急移送費、ホテル客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に出した金額。 ②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費用のうち現実に出した金額。ただし、身の回り品購入費は 5万円 、合算で 20万円 を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。) ④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 〔注1〕カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者(治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。))による治療を受けたときに現実に出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 〔注2〕日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救済費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。「[保険金をお支払いする場合]」の④の場合は、 300万円上限) ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃などの往復運賃(救援者 3名分まで) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名かつ1名につき 14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円まで) (ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。) ⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で 20万円まで)	①次のような事由により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為、犯罪行為、または闘争行為の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合の救済費用を除きます。) ・被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救済費用を除きます。) ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(ただし、保険期間に限り、妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約)がセットされ、妊娠初期の発生は除きます。))により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。)) ④歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が 31日までの契約 で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。)) ⑤カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など
疾病に関する応急治療・救済費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。))	●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。))が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により 3日以上 続けて入院したとき ●救済費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。))が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※)により 3日以上 続けて入院したとき (※)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	●疾病治療費用部分 実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。○救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者 3名分まで) ○救援者の[宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき 14日分まで)] …など 〔注1〕治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の疾病につき 支払限度額が300万円 となります。 〔注2〕医師の治療を開始した日からその日を含めて 30日以内 に必要となった費用に限りません。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。))帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 〔注3〕旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。○透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 〔注4〕次の費用はお支払いの対象となりません。 ○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ○臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用	●旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。)) …など
生活用財産(長期用)	海外現地の宿泊・居住施設に保管中の物および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品(被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたものを含みます。))が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けたとき 〔注〕現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、別送品などは 含みません 。	家財・身の回り品など1個(1点・1組または1対)あたり 10万円 (乗車券・航空券などの場合は 5万円)を限度としてその損害が生じた地および時における保険の目的の価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などを含みます。))を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。	次のような事由により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・差押え、没収 ・欠陥、自然の消耗、さび、変色 ・修理、調整作業上のミス ・詐欺、横領 ・紛失、置き忘れ ・塗料のはがれなど外観のみの損傷 …など